

平成29年（2017年）11月27日

姫路市長

石見利勝様

姫路市個人情報保護審議会

会長 菅尾英文

「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う個人情報保護制度における対応について（答申）

平成29年9月5日付で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

1 適当と認める理由等

(1) 個人情報の定義について

ア 結論

姫路市個人情報保護条例（以下「本条例」という。）において、行政機関個人情報保護法に倣い、「個人識別符号」の定義を導入し、個人情報の定義を明確化する改正を行うことが適当である。ただし、死者の個人情報については、従来どおり保護の対象とすることが適当である。

イ 理由

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法（以下「個人情報保護法等」という。）の改正により「個人識別符号」の定義が導入され、照合性を問わずそれだけで特定の個人を識別することができる符号として、政令で定めるものとされた。

個人識別符号は、個人情報の保有者により該当性の判断に違いが生じるものではないため、個人情報の該当性の判断を容易かつ客観的に行うことができるものである。

このため、本条例においても、個人識別符号を導入し、行政機関個人情報保護法により個人識別符号とされた情報をその範囲として定義することにより、個人情報の定義を明確化することは、実施機関及び個人情報の本人にとってもメリットがあると考えられるため、条例改正を行うことが適当である。

個人情報保護法等における個人情報は、「生存する個人に関する情報」とされているが、本条例において、個人情報の定義を「生存する個人」に限定する必要は特に認め

られないため、従来どおり死者を含む全ての自然人を保護の対象とすることが適当である。

(2) 要配慮個人情報について

ア 結論

個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえ、本条例における機微情報の取扱制限は維持しつつ、個人情報保護法等に倣い、要配慮個人情報の定義を導入することが適当である。

イ 理由

個人情報保護法等の改正により「要配慮個人情報」が導入され、「取扱いに配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」として定義された。要配慮個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで取得することを原則禁止するとともに、一定の手続きをとることを条件にあらかじめ本人の同意を得ずに行う第三者提供の対象から除外されている。また、行政事務を行う上で要配慮個人情報を取扱う必要があることから、取扱いを禁止するのではなく、個人情報ファイル簿に記載することで、要配慮個人情報を取扱う事務を公表することとしている。

本条例においては、第6条において取扱い制限を設けている個人情報（以下「機微情報」という。）が個人情報保護法等における要配慮個人情報に相当するものと考えられる。

機微情報は、取扱いを禁止したうえで、制限解除要件に該当する場合に取り扱うことができることとされており、行政機関個人情報保護法とは異なる取扱いとなっている。また、機微情報と個人情報保護法等における要配慮個人情報では定義が異なることから、該当性の判断が異なる場合も考えられる。

また、個人識別符号とは異なり、行政機関個人情報保護法で定める要配慮個人情報以外にも、地域特性により、要配慮個人情報に加える必要のある情報が存在する場合もあると考えられる。

機微情報と要配慮個人情報では、その取扱いが異なるものの、要配慮個人情報とされた個人情報について、その取扱いに特に配慮を要することは、条例においても同様である。そのため、本条例においても要配慮個人情報の定義を導入し、法改正により要配慮個人情報とされた情報をその範囲に含めることが適当であると考えられる。

しかし、機微情報を要配慮個人情報として定義した場合は、これまで取扱制限の対象外であった個人情報が、新たに制限を受けることになる場合もあるため、十分な準備期間が必要である。

(3) 非識別加工情報の提供の仕組みの導入について

ア 結論

非識別加工情報の提供の仕組みについては、国の検討会結果を踏まえ、平成30年

度以降に改正の検討を行うことが適当である。

目的規定の改正、個人情報ファイル簿の導入及び姫路市情報公開条例の改正等についても、非識別加工情報の提供の仕組みの導入と合わせて検討を行うことが適当である。

イ 理由

ビッグデータの収集・分析について、新産業・新サービスの創出並びに経済の活性化及び豊かな国民生活の実現に資するため、個人情報保護法が改正され、匿名加工情報の取扱いに関する規律が整備された。

また、官民を通じた匿名加工情報の利活用を図るため、行政機関個人情報保護法が改正され、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じない範囲で、非識別加工情報を提供する仕組みが導入された。

国は、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討を行い、平成29年5月に報告書を作成している。このなかで、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組み及び立法措置による課題解決等について検討課題が提示された。これをうけて、国はこれらの課題について、平成29年度中に検討を行い結果を取りまとめることとしている。

このため、本市における非識別加工情報の提供の仕組みの導入は、国による検討の結果を踏まえ、平成30年度以降に検討を行うことが適当である。

なお、非識別加工情報の提供の仕組みの導入の検討とあわせて、目的規定の改正及び個人情報ファイル簿の導入並びに情報公開条例の改正等について検討が必要であると考えられる。